## 【介護保険】訪問看護ステーション輝楽苑 訪問看護利用料金表

【保険単位】 R3/4/1

I 訪問看護費 地域単価(基本単価×10.21(豊川市:7級地)×利用者負担額)

所要時間	単位数		備考	
	訪問看護	介護予防訪問看護		
			・20 分未満の利用は、24 時間体制があ	
20 分未満	313 単位	302 単位	ることと、週に1回は、20分以上の定期	
			的訪問看護が行われている場合に可能	
			です。	
30 分未満	470 単位/回	450 単位/回		
30 分以上 60 未満	821 単位/回	792 単位/回		
60 分以上 90 分未満	1,125 単位/回	1,087 単位/回		
定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携 1月につき 2,954 単位				
(要介護 5 の場合は 3,754 単位)				

## 【加算項目及び単位】

加算項目	算定単位	備考
早朝·夜間加算	基本単位の 25%増	·早朝 6 時~8 時
		·夜間 18 時~22 時
深夜加算	基本単位の 50%増	·深夜 22 時~6 時
長時間訪問看護加算	300 単位/回	特別管理加算対象者(60 分以上 90 分
		未満)
複数名訪問加算 ( I )		ご利用者の同意を得て加算となります。
30 分未満	254 単位/回	2 人の看護師等が同時に訪問看護を行
30 分以上	402 単位/回	う場合
複数名訪問加算 (Ⅱ)		
30 分未満	201 単位/回	看護師等と看護補助者が同時に訪問看
30 分以上	317 単位/回	護を行う場合
特別管理加算(I)	500 単位/月	(イ)在宅悪性腫瘍患者管理若しくは、在
		宅気管切開患者指導管理を受けている
		状態または、気管カニューレ若しくは留置
		カニューレを使用している状態
特別管理加算(Ⅱ)	250 単位/月	(口)在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅
		血液透析指導管理、在宅酸素療法指導
		管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、
		在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在

r		
		宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼
		吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指
		導または在宅肺高血圧症患者指導管理
		を受けている状態
		(ハ)人工肛門または人工膀胱を設置し
		ている状態
		(二)真皮を超える褥瘡の状態
		(ホ)点滴注射を週 3 日以上行う必要が
		あると認められる状態
緊急時訪問看護加算	574 単位/月	・計画外の緊急訪問を行った場合は所
(注1)		要時間に応じた所定単位を算定します。
		一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深
		夜加算を算定します。
ターミナル加算	2,000 単位/1 回	
初回加算(新規利用者	300 単位/回	どちらか一方の算定
月1回)		
または退院時共同指導加	600 単位/回	
算(1回·特別管理加算 2		
回)		

(注1) 緊急時訪問看護加算の契約をいただく方には、24時間看護師への電話連絡が可能で必要時には休日 や時間外でも緊急訪問をします。

## Ⅱ 運営規定で定めたその他の費用(実費負担の利用料)

区分支給限度額を超えた場合(利用者の 10 割負)

死後の処置(実費)6,000円

実施区域を越えた場合①片道 3km以内 1 回 200 円 2km増す毎に 50 円追加